

甲 第 174 号 議 案

岡山市区役所支所及び地域センター設置条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

岡山市区役所支所及び地域センター設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 8 月 31 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市区役所支所及び地域センター設置条例の一部を改正する条例

岡山市区役所支所及び地域センター設置条例（平成20年市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表東区役所上道地域センターの項中「岡山市東区檜原466番地」を「岡山市東区東平島191番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

東区役所上道地域センターを移転するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 175 号 議 案

岡山市ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者支援の  
ための住民基本台帳事務の取扱いに関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

岡山市ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者支援のための住民  
基本台帳事務の取扱いに関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとす  
る。

令和 3 年 8 月 31 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者支援の  
ための住民基本台帳事務の取扱いに関する条例の一部を改正する条例

岡山市ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者支援のための住民  
基本台帳事務の取扱いに関する条例（平成16年市条例第43号）の一部を次のように改  
正する。

第1条中「第7条」を「第6条」に改める。

第2条第1項第2号中「の行為をいう。）」を「をいう。）」又は位置情報無承諾取得等  
（同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正に伴い、住民基本台帳事務の取扱い  
に係る支援対象者の範囲を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 176 号 議 案

岡山市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 8 月 31 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市保健衛生関係事務手数料条例（平成12年市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第16号エ中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同号カ中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同号ク中「第14条第9項」を「第14条第15項」に改め、同号シ中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同条第17号ア中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同号イ中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改め、同条第20号中「臨床検査技師，衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同条第21号中「臨床検査技師，衛生検査技師等に関する法律施行規則」を「臨床検査技師等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正等に伴い，所要の措置を講ずるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 177 号 議 案

岡山市立学校条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立学校条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 8 月 3 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立学校条例の一部を改正する条例

岡山市立学校条例（昭和39年市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号の表岡山市立大宮幼稚園の項，岡山市立幸島幼稚園の項及び岡山市立朝日幼稚園の項を削り，同条第2号の表岡山市立大宮小学校の項，岡山市立太伯小学校の項，岡山市立幸島小学校の項及び岡山市立朝日小学校の項を削り，同条第3号の表岡山市立山南中学校の項を削り，同条中第4号を第5号とし，第3号の次に次の1号を加える。

(4) 義務教育学校

名称	位置
岡山市立山南学園	岡山市東区北幸田509番地1

附 則

(施行期日)

1 この条例は，令和4年4月1日から施行する。

(岡山市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例等の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「中学校」の次に「，義務教育学校」を加える。

(1) 岡山市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成2年市条例第38号）第1条

(2) 岡山市問題行動等対策委員会設置条例（平成26年市条例第127号）第2条第1号

(3) 岡山市教育相談室条例（平成30年市条例第52号）第1条

（岡山市職員の給与に関する条例等の一部改正）

3 次に掲げる条例の規定中「及び中学校」を「，中学校及び義務教育学校」に改める。

(1) 岡山市職員の給与に関する条例（昭和26年市条例第5号）附則第12項

(2) 岡山市職員の分限に関する基準，手続及び効果に関する条例（昭和27年市条例第4号）附則第9項

(3) 岡山市職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例（昭和27年市条例第5号）附則第4項

(4) 岡山市職員の勤務時間，休日及び休暇に関する条例（昭和36年市条例第48号）附則第6項

(5) 岡山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年市条例第5号）附則第12項

(6) 岡山市職員の修学部分休業に関する条例（平成20年市条例第35号）附則第2項

(7) 岡山市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年市条例第37号）附則第2項

(8) 岡山市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年市条例第151号）附則第3項

(9) 岡山市立の小学校及び中学校の教育職員の給与等に関する条例（平成28年市条例第61号）の題名及び第2条

（岡山市立放課後児童クラブ条例の一部改正）

4 岡山市立放課後児童クラブ条例（令和元年市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）」を加える。

（岡山市遺児激励金支給条例の一部改正）

5 岡山市遺児激励金支給条例（昭和48年市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「中学校」の次に「，義務教育学校，中等教育学校（前期課程に限る。以下同じ。）」を加え，同条第3号中「児童福祉法」の次に「（昭和22年法律第16

4号)」を加え、同条第4号中「中学校」の次に「，義務教育学校，中等教育学校」を加える。

#### 提案理由

岡山市立大宮幼稚園，岡山市立幸島幼稚園，岡山市立朝日幼稚園，岡山市立大宮小学校，岡山市立太伯小学校，岡山市立幸島小学校，岡山市立朝日小学校及び岡山市立山南中学校を廃止し，並びに岡山市立山南学園を設置するため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 178 号 議 案

岡山市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 8 月 31 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立公民館条例の一部を改正する条例

岡山市立公民館条例（昭和 27 年市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号の表岡山市立上道公民館の項中「竹原 474 番地」を「東平島 191 番地」に改める。

別表第 1 第 2 6 項の表大集会室の項から美術工芸室の項までを次のように改める。

第 1 講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第 2 講座室	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第 1 研修室 (和室)	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
第 2 研修室 (和室)	520円	360円	360円	270円	1,150円	2,300円
実技室	730円	780円	780円	580円	1,670円	3,350円
料理講座室	1,670円	1,410円	1,410円	1,060円	3,350円	7,120円
美術工芸室	1,570円	830円	830円	620円	1,990円	4,290円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、岡山市立公民館条例第5条の規定に基づく使用許可その他施行日以後の岡山市立上道公民館の使用に関し必要な手続を行うことができる。
- 3 改正後の別表第1第26項の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

#### 提案理由

岡山市立上道公民館を移転し、並びに同公民館の室名及び使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。